

## オリンピック憲章

「2020年東京オリンピック・パラリンピックへの期待」という題名で、  
馳浩元文部科学大臣の講演をお聴きする機会がありました。

馳さんは、元星稜高校国語科教諭でもあり、  
ロス五輪レスリンググレコローマン90kg級出場のオリンピックでもあります。  
その馳さんから「皆さん、オリンピック憲章を読んだことはありますか？」  
と問われました。

私は、きちんと読んだことがないのでドキッとしました。

馳さんは、続けてこう言いました。

「オリンピック憲章を読んでほしい。メダルを何個獲ることが目標なんて言うてはいけません。立場を超えて相手のことを思いやる。これがオリンピック精神である。スポーツには紛争を食い止める役割がある。IOCの関係者は、国交がなくても様々な国の人と交流ができる。様々な考え方の違いをのりこえて、平和を作るのがオリンピックの目標である。」  
いいことをおっしゃるなと思ひ、思わず書き留めました。

家に帰ってから、早速オリンピック憲章をパソコンで検索して読みました。

今回は、オリンピック憲章の根本原則の中から2つだけ紹介させてください。

<オリンピズムの根本原則> (2017年版)

2. オリンピズムの目的は、人間の尊厳に保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人間の調和のとれた発展にスポーツを役立てることにある。
4. スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別を受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。オリンピック精神においては、友情、連帯、フェアプレーの精神とともに相互理解が求められる。

メダルを何個とるとか、

あの国は嫌いだから負けたくないとか、

オリンピックを行うと景気が良くなるとか、経済が好転するとか

そういう視点でオリンピックを見てはいけないんだということがよくわかります。

もう間もなく新しい元号が発表されます。

新しい時代に行なわれる東京オリンピックが、

様々な人々の考え方の違いを乗り越え、

世界の平和をつくるきっかけになってほしいと願っています。(M.Y)